特別徴収切替届出（依頼）書

千葉県流山市 市区町村コード	1	2	2	2	0	3

＿年＿月＿日 提出 （宛先）　流山市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒	特別徴収義務者指定番号	新規 納入書（ 要 ・ 不要 ）
		フリガナ			
		名称（氏名）		担当者連絡先	係
		代表者の職氏名			氏名
		法人番号			電話

給与所得者	フリガナ		旧姓	受給者番号	普通徴収切替期別：期別を○で囲んでください。〔１・２・３・４・現年度随時〕期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名				
	生年月日	昭和 ・ 平成　　年　　月　　日			
	1月1日現在の住所	〒 流山市			特別徴収開始予定月：□ 月分（　月　日 納期分）から特別徴収を開始します ※ 開始予定月は下記表を参照ください。（受領日によっては通知が翌々月となる場合があります） ※ 月割額については、電話での連絡はいたしかねます。
	現在の住所	〒　※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。			異動年月日：年　月　日
					届出理由：1. 入社　2. その他　（　）

電子での税額通知の受取希望の場合は、別途「特別徴収税額通知受取方法等変更届出書」を提出してください。また納税義務者用を電子で受取希望の場合は、受給者番号を必ず記載してください。（記載がない場合や不明瞭な場合、流山市で付番します。）

【 添付書類 】
・ 普通徴収の納付書 （二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
　※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 注意事項 】
1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
　≪普通徴収納期限≫ 第1期 6月30日、第2期 8月31日、第3期 10月31日、第4期 1月31日、現年度随時期 3月31日
　ただし、土曜、日曜及び祝日に当たる場合は、次に到来する平日。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 他の事業所で特別徴収している場合や、課税資料が届いていない場合、貴事業所で特別徴収できないことがあります。
4. 本届出書の提出期限と特別徴収開始予定月は、下記表のとおりです。届出書の手続きを行った翌月中旬頃、税額通知を発送します。

提出期限（必着）	特別徴収開始月	提出期限（必着）	特別徴収開始月	提出期限（必着）	特別徴収開始月	提出期限（必着）	特別徴収開始月
令和8年4月17日	6月	令和8年7月17日	9月	令和8年10月20日	12月	令和9年1月20日	3月
令和8年5月19日	7月	令和8年8月20日	10月	令和8年11月20日	1月	令和9年2月22日	4月
令和8年6月17日	8月	令和8年9月18日	11月	令和8年12月21日	2月	令和9年3月31日	5月

【提出先】 〒270－0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所 財政部 市民税課

※市町村記入欄		
	□普徴→特徴 □差普→特徴 □転勤 □月割・期割 □抜取簿作成（T・F）（理由　） □不要サイン □差普確認 □新年度分コピー 入力　／	処理日　年　月　日 □TEL済（担当　様） □納入書送付 □簡易税額通知書送付 □3号様式送付 □綴 □総括表送付 ・口座 有（一括・期別）・無 ・通知書返送 有・無 ・通知書番号（　－　） ・　期～　期まで納付済